

集落営農組織の「連携」「再編」や「広域化」について話し合ってみませんか！

芳賀農業振興事務所では、管内集落営農組織の実態調査を実施し、課題解決に向けてモデル地区を設置し、「話し合い」をコーディネートしています。

集落営農組織を「設立」することも重要ですが、その後、地域農業の実情に合わせて、集落営農組織を「連携」、「再編」、「広域化」することも重要です。

○H18「品目横断的経営安定対策」以前の集落営農組織です。

★最も古い集落営農組織は、市貝町赤羽「農事組合法人西宿営農組合」です。

設立は、平成5年2月で、今年で27年が経過します。

当初は、「集落ぐるみ型」（9戸）でスタートしましたが、世代交代が進み、集落外の従事者を主体とした「オペレーター型」に転換し、園芸品目（しゅんぎく、たまねぎ等）にも取り組んでいます。



麦収穫作業



しゅんぎく調製作業

★茂木町牧野「農事組合法人そばの里まぎの」は、中山間地の厳しい土地条件の中で、そばの6次産業化（生産～加工～販売）に取り組んでいます。

生産されたそば粉は、農村レストラン「そばの里まぎの」で「そば」の材料として用いる他「そば粉」や「そば加工品（そば焼酎、そばかりんとう、そば茶）」としても販売しています。



秋そば畑



そばの里まぎの

○H18「品目横断的経営安定対策」導入を契機とした集落営農組織です。

4ヘクタール以上の認定農業者（個人、法人）が一定の条件（※）を備えた20ヘクタール以上の集落営農組織を担い手として支援対象としました。

※ 農用地の利用集積目標、規約、経理の一元化、主たる従事者の所得目標
農業生産法人化計画 を定めること。

4ヘクタール未満の認定農業者又は認定農業者以外の農家は複数戸集まって20ヘクタール以上の集落営農組織を育成しました。



設立から14年が経過し、高齢化が進み、後継者不足により、各地ではさまざまな問題を抱えています。

問題1：話し合いを十分にする時間がなく、20ヘクタール以上の要件を満たすため1地区に複数の集落営農組織を育成しました。

離農した時に、同じ集落に委託するのではなく、隣の集落や地区外の担い手に委託するため、結果的に耕作が入り組んで、農作業がやりづらくなっています。

問題2：組織内の運営に意見の相違があり、数人で別の組織を新たに育成しました。

3年前から地区内の4集落営農組織で話し合いを始めましたが、1人が組合から抜けてしまい、集落営農組織の結束力が弱まっています。

問題3：圃場整備事業の担い手となったため、集落営農組織化（法人化）しましたが、組合員は全員園芸農家のため、年ごとに増える水稲の耕作依頼に限界を感じています。

本来は、園芸に頑張りたいのですが、集落営農の業務がきつくなってきました。

問題4：集落営農組合員の高齢化が進み、今は70歳代後半～80歳代の組合員で集落営農組織を維持してきましたが、もう限界です。

集落内には、若い人もいますが、集落営農には全く無関心です。

ここ1年～2年で集落営農組織を解散しようと思っています。

問題5：集落営農組織は、枝番管理で個人の寄せ集めのため、売上額と交付金を組合員に分配するだけの組織であり、組合員相互のやり取りはありません。

組合員の誰かが離農する事態になっても、誰かが受託することはないでしょう。



上記の問題は、全て「集落の農地をどうするかの話し合いが不足」したことによるものです。

○「品目横断的経営安定対策」後に設立された集落営農組織です。

★真岡市物井「農事組合法人米・米ファーム」は、いちご農家の経営安定のために任意組合から法人化（オペレーター型）しました。

いちご農家（8戸）はいちご経営、兼業農家（4戸）は土地利用型農業に頑張り、土地利用型農業を合理化し、双方がWinWinの関係を築いています。

いちご農家のうち、6戸は後継者が確保されています。



いちご高設栽培



収穫間近の水稲

★益子町埴「農事組合法人星宮組合」は、圃場整備事業を機に集落97戸で農地を担う「集落ぐるみ型」の集落営農組織が育成され、任意組合から法人化しました。

園芸作物は、「にんじん」、「にら」、「たまねぎ」を栽培し、「たまねぎ」では、栃木県型地下かんがいシステムの実証に取り組んでいます。



にんじん栽培圃場



にら調製作業

★茂木町鮎田「鮎田営農組合」は、水路整備事業を機に、3人で任意組合を設立しました。

組合員が行う全ての作業に料金を支払っています。



水路整備



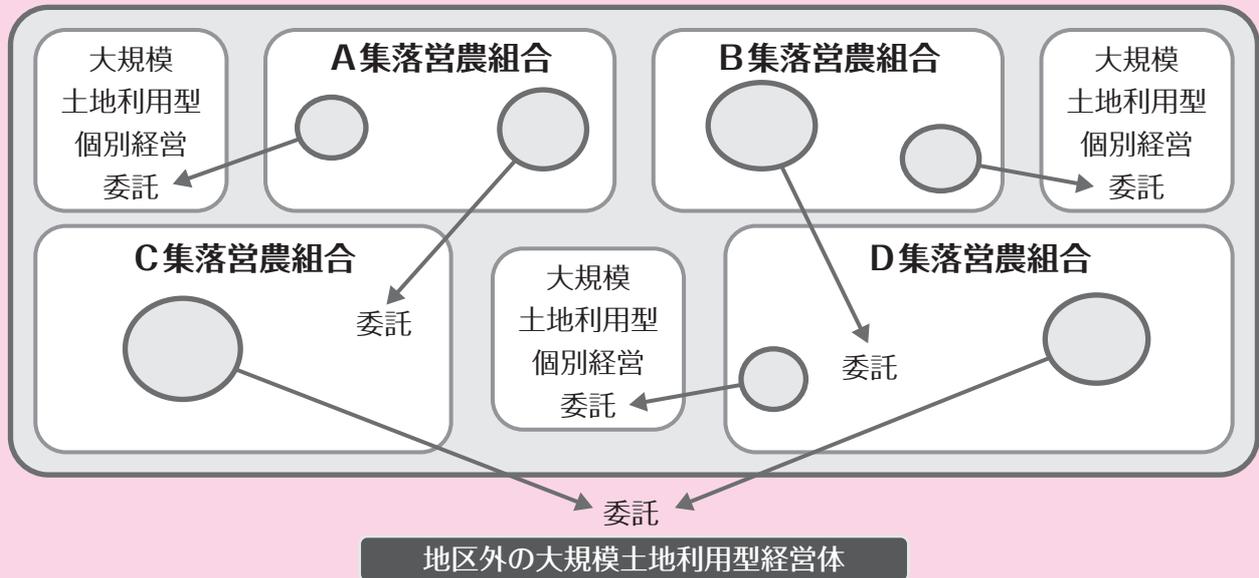
設立前の話し合い



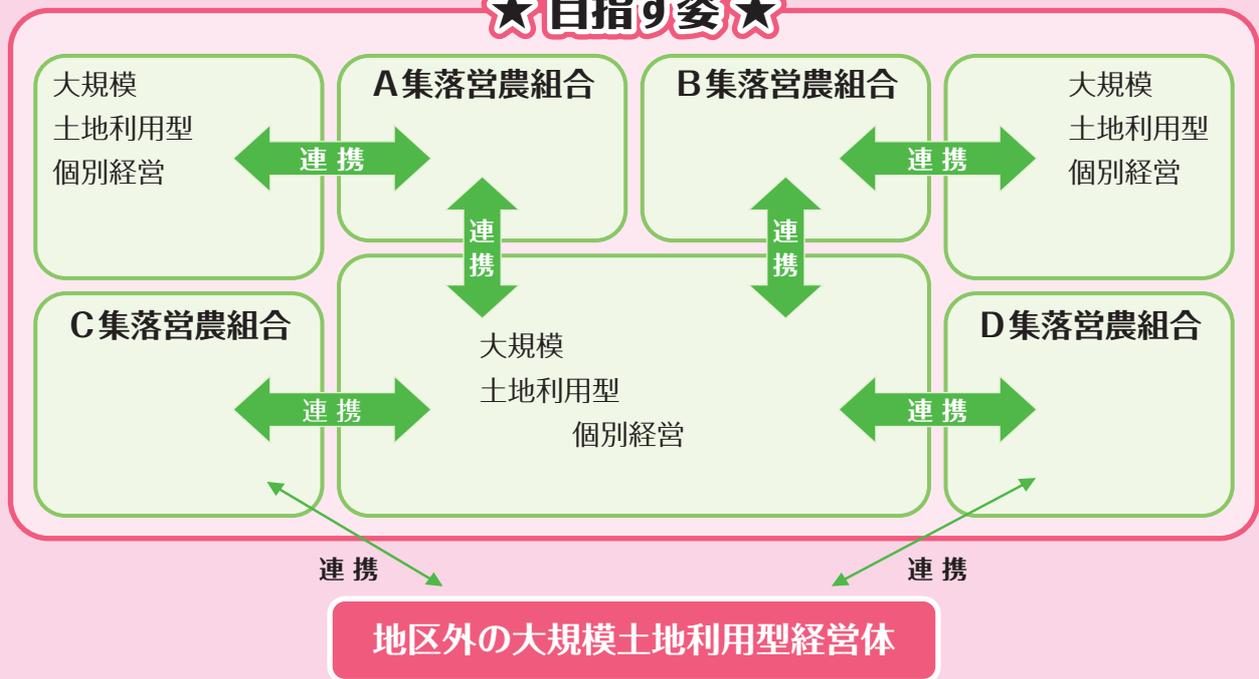
左から：副組合長、組合長、会計

これからの集落営農組織について、「連携」に取り組んでいる事例をご紹介します。

事例1：4つの集落営農組合が大規模土地利用型経営体と連携して集落の農地を守ります（真岡市清水地区）



★目指す姿★

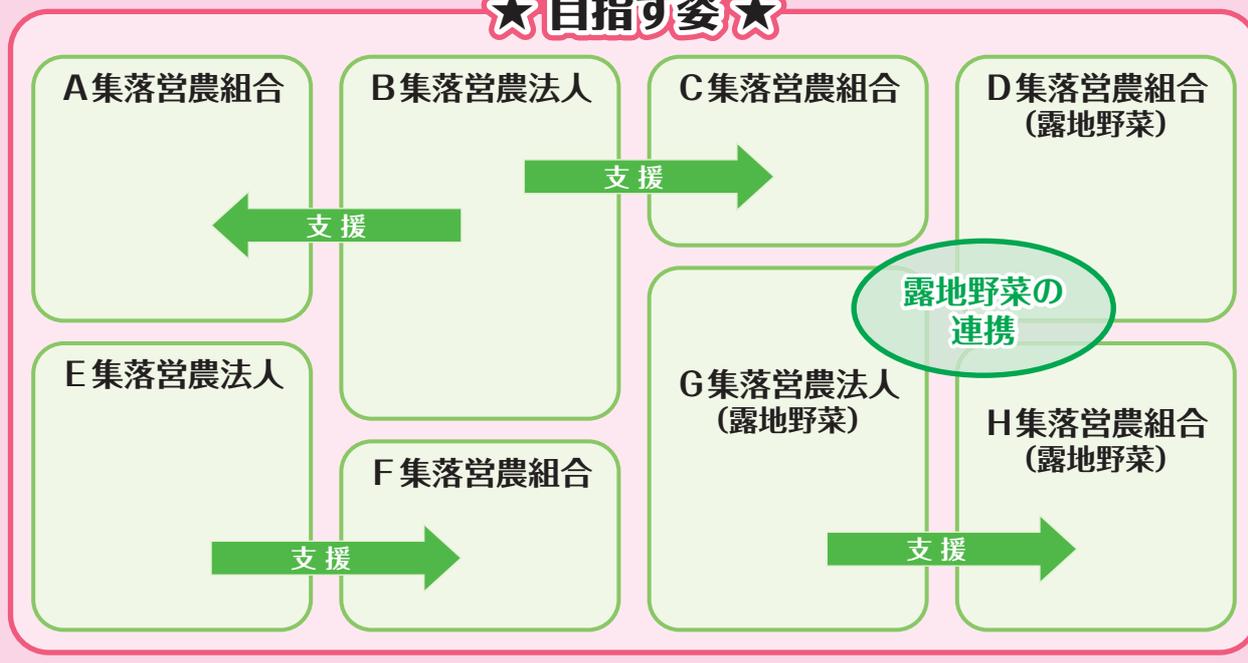


◎4集落営農組合が集まって、集落農業の維持について話し合いを行いました。

【令和2年1月20日開催】

事例2：8集落営農組織の連携（支援）により地域の農業を守っていきます。
（益子町）

★目指す姿★



◎益子町の土地利用型農業は、集落営農組織が中心となって動いています。

8集落営農組織が集まって、話し合いを行い、今後は、互いに連携しながら、土地利用型農業を担っていくこととなりました。

【令和2年9月28日開催】



◎小泉・本沼地区で畑中心の圃場整備事業に取り組んでいます。

新品目「しょうが」の栽培に取り組み、加工・業務用取扱業者と契約取引しています。

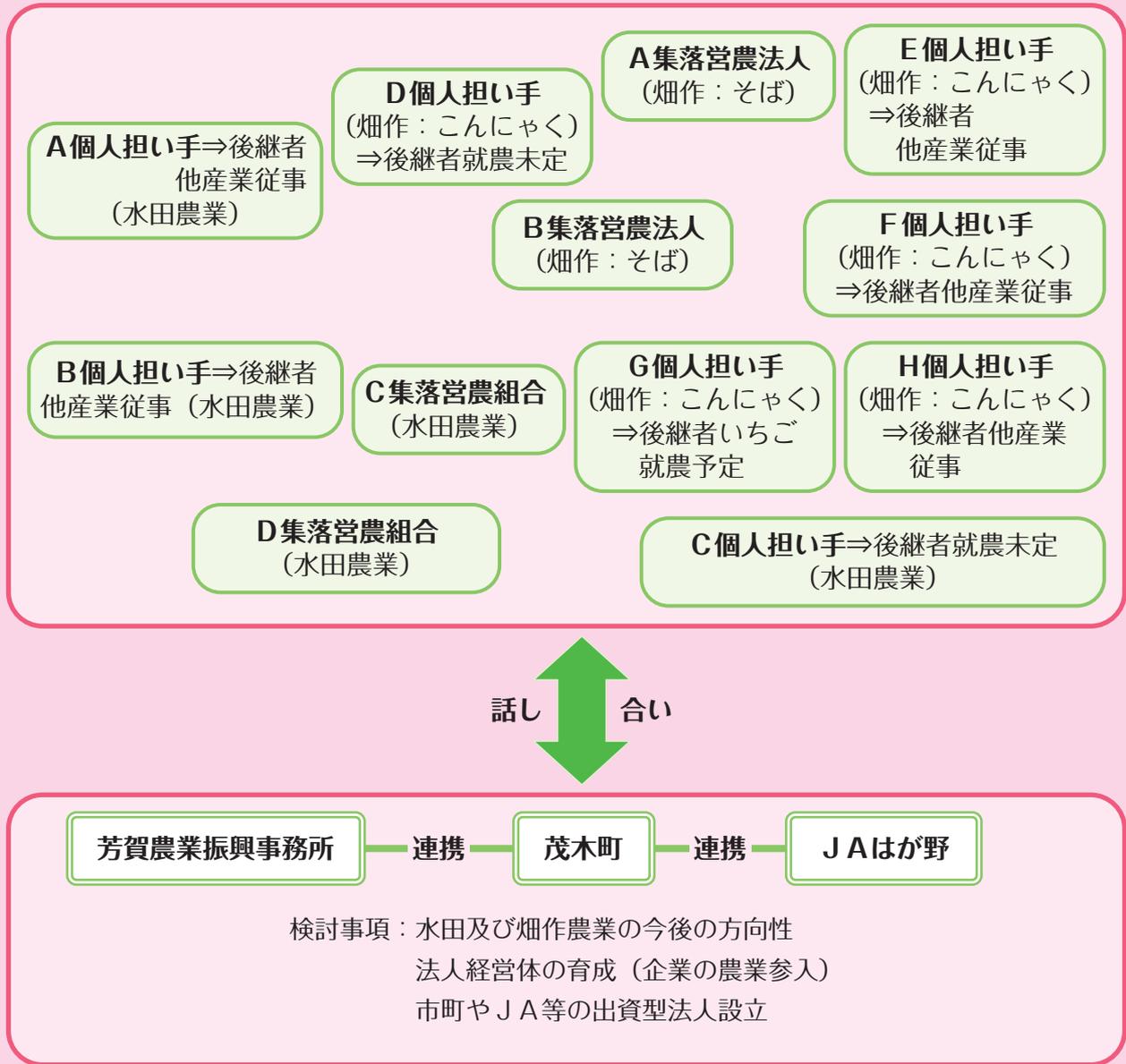
令和10年度には、5ヘクタールの作付面積を目指しています。



◎農事組合法人星宮組合で「栃木県型地下かんがいシステム実証（補助暗渠）」により、「たまねぎ」を作付し、効果実証に取り組んでいます。

【令和2年10月12日～13日施工】

事例3：集落営農組織と個人担い手で今後の水田及び畑作農業を検討します。(茂木町)



◎茂木町の土地利用型農業は、高齢化が進み、担い手が少なく、危機的状況になっています。

今後は、水田と畑作の経営体それぞれで具体的な方向性を検討することとなりました。

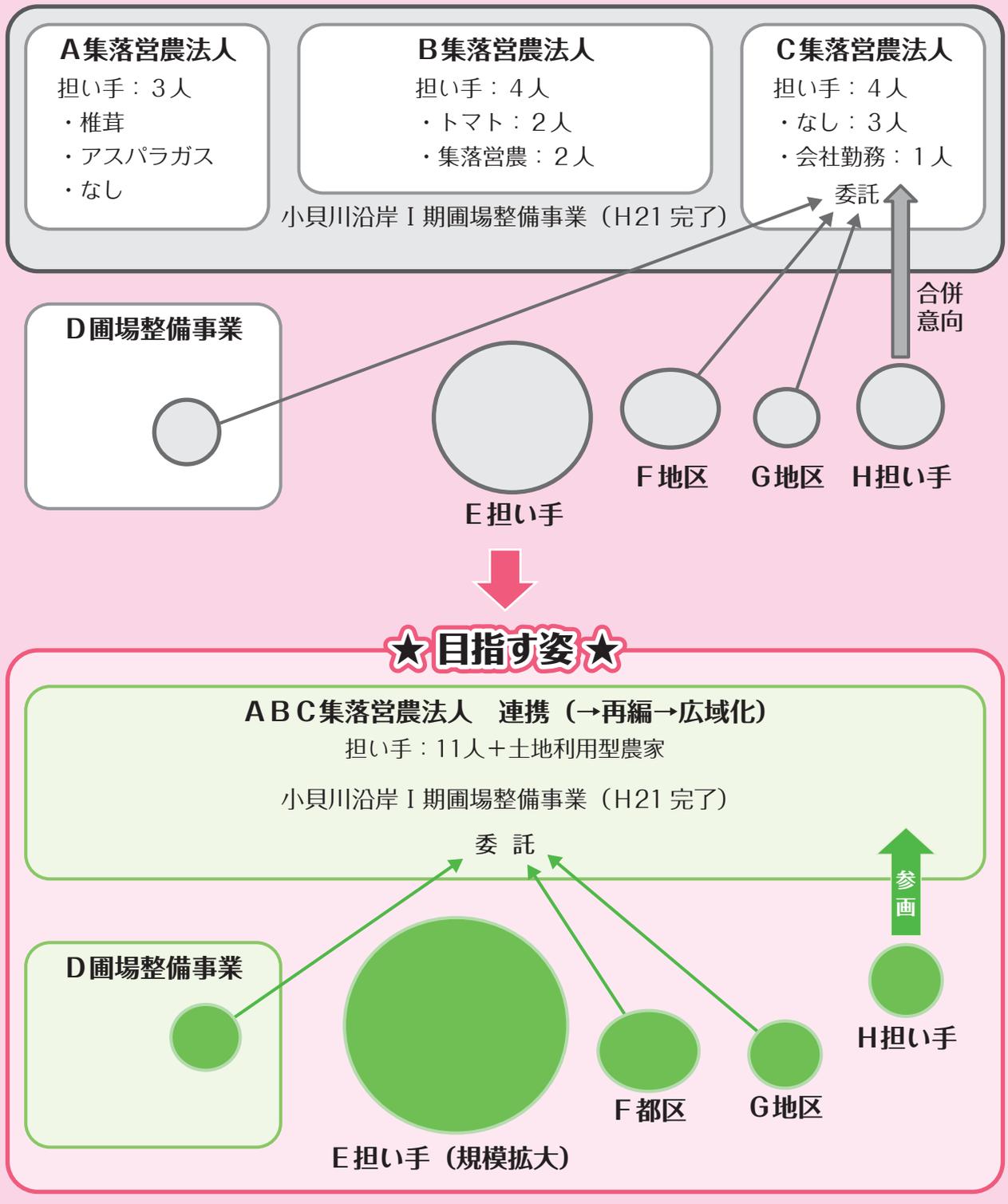
【令和2年8月6日開催】



◎茂木町の2集落営農組合と3個人担い手が参集して、今後の水田農業の方向性を検討しました。

茂木町の水田は、茂木町の集落営農組織と農業者で守ることを基本に、定期的に話し合いすることになりました。【令和2年12月9日開催】

事例4：3集落営農法人等が連携（→再編→広域化）に向けて動きます。
 （市貝町小貝地区）



◎市貝地区小貝地区の3集落営農法人、集落営農組織、個別担い手が集まって、話し合いを行いました。
 今後は、3集落営農法人と個別担い手が連携（→再編→広域化）に向けて、50歳代以下の農業者で勉強会を開催し、話し合いを重ねていきます。
 【令和2年7月22日開催】

○集落営農組織の育成に関する支援制度についてご紹介いたします。

1 集落営農経営力強化活動事業

- ・市町、JA、農業振興事務所による「集落営農推進支援チーム」を設置しています。
- ・サポート活動（組織化、法人化、経営の多角化）を展開しています。
- ・研修会の開催及び情報提供活動を実施しています。



集落営農経営力強化セミナー



情報誌の作成・配付

※全集落営農組織及び集落営農設立意向者を対象としています。

2 栃木県農業経営相談所の専門家派遣

- ・集落営農法人化意向組織及び集落営農組織設立の意向農業者等を対象として税理士、社会保険労務士、司法書士等の派遣により経営改善・経営発展を支援します。



法人化勉強会



集落営農勉強会

3 農業経営法人化支援事業

- ・農業経営の法人化に要する経費を支援（定額：25万円/法人）します。

⇒複数戸又は法人同士により設立された法人

集落等を単位とした農作業受託組織を基礎として設立された法人

複数の集落営農法人が合併して新たに設立された法人



◎農事組合法人「農音」（芳賀町初の集落営農法人）設立（H31.1.17）

●発行 栃木県芳賀農業振興事務所経営普及部〔経営指導担当〕
住所：〒321-4305 栃木県真岡市荒町116-1
TEL：0285-82-3074 FAX：0285-83-6245